

投薬についての当院から のお知らせ

当院では患者様状態に応じ、
28日以上の長期処方を行うこと
リフィル処方箋の発行をすること
のいずれの対応も可能です。

※ 長期処方の交付が対応可能かは病状や
薬剤の種類に応じて医師が判断致します。

【参考】 保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働省令）

第20条第2号 投薬へ投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分又は90日分を限度とする。



医療法人北辰会
蒲郡厚生館病院